

～町民の生命と暮らしを守る～

上里町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 町独自支援策(第5弾)のお知らせ

問合せ…総合政策課政策調整係 ☎ 35 - 1238

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策・町独自支援策第5弾として、下記 12 事業を実施いたします。
今後も引き続き感染拡大防止に力を入れてまいりますので、町民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

家計応援事業 約 1 億 903 万円

①水道料金の一部免除事業 約 7,390 万円

一般家庭・店舗併用住宅・事務所(公共施設は除く)の水道料基本料金4か月分(令和4年11月～令和5年2月分)を減免

②学校給食費臨時補助事業 約 3,513 万円

町内小中学校児童・生徒(他の助成制度利用者を除く)の給食費4か月分(令和4年6月・7月・9月・10月)を全額補助



くらしの感染防止対策事業 約 384 万円

③ごみ収集所感染拡大防止事業 約 77 万円

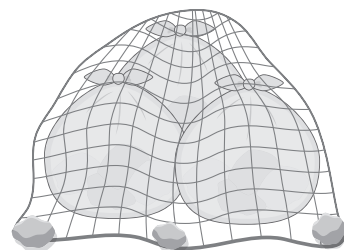
ごみ散乱防止用のネットを配布

④資源リサイクル推進事業 約 264 万円

資源回収ステーション(リサイクルボックス)を役場敷地内に設置

⑤ごみ排出適正化啓発事業 約 43 万円

ごみの適正な捨て方を表示する看板を設置



公共施設等感染拡大防止対策事業 約 2,596 万円

⑥諸証明書コンビニ交付サービス導入事業 約 217 万円

住民票の写しや所得課税の諸証明書などを、身近なコンビニエンスストアのキオスク端末で、マイナンバーカードを利用することで取得できる環境を整備

⑦神保原駅トイレ洋式化事業 約 1,371 万円

神保原駅北口および南口にあるトイレを洋式化

⑧窓口情報端末設置事業 約 55 万円

役場窓口を上里町地図情報システムへアクセス可能な端末を設置

⑨保健センター感染予防対策事業 約 165 万円

保健センター内の感染予防強化のため、ウイルスレベルの微粒子が除去可能な空気清浄機を導入

⑩会議等実施におけるデジタル化推進事業 約 422 万円

会議等のオンライン・ペーパーレス化のため、タブレット端末等を導入

⑪町民の「自主的なスポーツ活動」安心支援事業 約 246 万円

町内体育施設に大型循環送風機を設置するとともに、大会等で多くの利用者が出入りする町民体育館・多目的スポーツホールに非接触型感知器(サーモカメラ・瞬間検温)を設置

また、町民体育館出入口を仕切るためのパネルを設置

⑫上里町総合文化センター感染拡大防止事業 約 120 万円

事業・イベント実施時に設置される受付窓口用に使用する非接触型感知器(サーモカメラ・瞬間検温)の設置およびベルトパーテーションおよび受付用パーテーションを増設するとともに、ステージ用のトルーパーテーションを設置



総額 約 1 億 3,883 万円

接種費用無料

接種は強制ではありません

追加接種は2回目接種日の 6か月後から受けられます

追加接種について

■ワクチンの種類を問わない早い日程の予約を

現在、追加接種には2種のワクチン（ファイザー社、武田／モデルナ社）が承認されており、どちらも抗体価が上昇することが認められています。

追加接種を希望する方は、ワクチンの種類に関わらず早い日程での接種をご検討ください。

■追加接種券の発送スケジュール

2回目の接種月	到着時期の目安
令和3年10月	令和4年4月
令和3年11月	令和4年5月

※職域接種・大規模接種会場などで接種を予定している方で、発送スケジュールより前に接種券が必要な方は対応いたしますのでご連絡ください。

■追加接種時期の前倒しについて

町では、年齢に関わらず2回目の接種をした日から6か月を経過した方を対象に追加接種を実施しています。接種券が届いた方から予約をしてください。

上里町新型コロナウイルスワクチン接種
相談窓口（上里町保健センター内）
☎ 0120 - 019 - 252（フリーダイヤル）
（午前9時～午後5時・平日のみ）

転入後に接種を受ける方は 新たな接種券付与診票の申請が必要です

新型コロナワクチン接種は、接種日当日に住民票を置いている市町村で発行した接種券付与診票が必要です。転入・転出後に接種を受ける方は、転入先で新たな接種券の発行を受けてください。

上里町では、転入時に申請書類をお渡ししています。

初回接種（1・2回目接種）について

新型コロナウイルスワクチンの接種の実施期間は、令和4年9月末までとなっております。未接種の方で接種を希望される方は早めにご連絡ください。

接種券の再発行等の対応も行っておりますので、上記相談窓口までお問い合わせください。

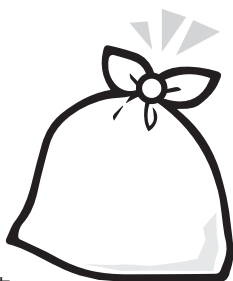
上里町の初回接種接種率（3月15日現在）

初回接種	接種者数	接種率	接種対象者数
1回目	24,577人	87.4%	約 28,100人 （12歳以上）
2回目	24,404人	86.8%	

新型コロナウイルス感染症対策 ごみの捨て方にご注意ください

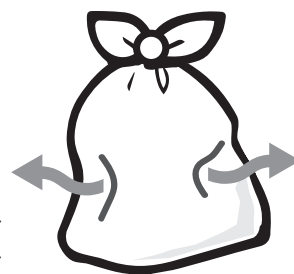
① ごみ袋は しっかり縛って 封をしましょう

ごみが散乱せず、
収集運搬作業時に
ごみ袋を運びやすくなります。



② ごみの水分を減らし、ごみ袋の 空気は抜きましょう

ごみ収集車にごみを積み込む時、ごみ袋の破裂を防止できます。



③ ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗いましょう

しっかりとした手洗いを
することで、感染リスク
を減らしましょう。



問合せ
くらし安全課生活環境係
【☎35-1226】

国民健康保険税の税率が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を納め、お互いに助け合う制度です。

広報かみさと2月号でお知らせしましたとおり、財政の健全化を目的として令和4年4月1日から保険税率が改正されました。

令和4年4月からの国民健康保険税率改定表

改正前						改正後（令和4年4月からの税率）					
区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療給付費分	6.30%	12%	21,000円	9,000円	63万円	医療給付費分	6.30%	—	29,000円	7,000円	65万円
後期高齢者 支援金等分	1.90%	—	9,000円	—	19万円	後期高齢者 支援金等分	2.10%	—	10,000円	—	20万円
介護給付金分	1.33%	—	9,000円	—	17万円	介護給付金分	1.77%	—	12,000円	—	17万円

税額の算定方法

国民健康保険に加入している方の前年中の所得、世帯における加入者数等に基づいて下表の区分ごとに算定し、その合計額が年税額となります。年税額はその年の4月から翌年3月までの年度ごとに算定し、途中で加入・離脱等の異動があった場合は月割での課税となります。

年 税 額	医療給付費分	=	所得割額 (前年の総所得金額等-43万円) ×6.3%	+	均等割額 加入者数×29,000円	+	平等割額 7,000円	課税限度額 65万円
	後期高齢者支援金等分	=	所得割額 (前年の総所得金額等-43万円) ×2.1%	+	均等割額 加入者数×10,000円			課税限度額 20万円
	介護給付金分 ※40～64歳が該当	=	所得割額 (前年の総所得金額等-43万円) ×1.77%	+	均等割額 加入者数×12,000円			課税限度額 17万円

※未就学児の被保険者均等割額（医療給付費分・後期高齢者支援金等分）は、5割軽減されます。

※介護給付金分は加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

※区分ごとの算定額が課税限度額を超えた場合、超過分は課税されません。

※世帯主を含む加入者全員の合計所得が法令に定められた額よりも低い場合には、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。

新税率を使ったモデルケースでの試算（年税額）

<<条件>> 1人世帯 年齢…40～64歳		合計所得	43万円以下	100万円	200万円
		改正前	14,400円	102,200円	197,500円
		改正後	17,400円	115,800円	217,500円
<<条件>> 2人世帯 年齢…40～64歳 ※1人は収入なし		合計所得	43万円以下	100万円	200万円
		改正前	26,100円	97,700円	236,500円
		改正後	32,700円	112,300円	268,500円
<<条件>> 4人世帯 年齢…2人は40～64歳 2人は39歳以下 または65歳以上 ※3人は収入なし		合計所得	43万円以下	100万円	200万円
		改正前	44,100円	127,700円	267,100円
		改正後	56,100円	151,300円	309,100円

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220 内線1131～1133】

固定資産税の

縦覧・閲覧制度

①土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地の納税者は、土地縦覧帳簿に登録されたすべての価格を縦覧できます。また、町内所在の課税対象となる家屋の納税者は、家屋縦覧帳簿に登録されたすべての価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

自己資産の記載内容を閲覧できます。また、土地を借りている人はその土地について、家屋を借りている方はその家屋およびその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置および単位地籍あたりの価格を閲覧できます。

期間…①4月1日(金)～5月31日(火)

②③いつでも可(土・日・祝日除く)

午前8時30分～午後5時15分

場所…税務課資産税係(⑬番窓口)

費用…無料(②は6月1日(水)以降有料)

準備…①②本人確認ができるもの(個人番号カード・免許証・健康保険証等)

※代理人の方は委任状が必要です。

※借地・借家人の方は賃貸借契約書等の提示が必要です。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

納税相談窓口

～休日開庁・夜間開庁の
お知らせ～

◆4月の開庁日

【休日】(午前8時30分～正午) **4月10日(日)**

【夜間】(午後8時まで) **4月25日(月)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係

【☎35-1221(内線1121～1125)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

帳簿記載項目

土地縦覧帳簿					家屋縦覧帳簿				
● 所在	● 地番	● 地目	● 地積	● 価格 (評価額)	● 所在	● 地番	● 種類	● 構造	● 床面積 (評価額)

スポーツ安全保険のご案内

スポーツ安全保険とは、スポーツ・文化・ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上のグループを対象にしたもので、傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険がセットされた年間掛け捨ての保険です。

3月1日から公益財団法人スポーツ安全協会では、令和4年度スポーツ安全保険の加入受付をしています。

なお、令和4年度は保険内容等に変更がありますので、資料等でご確認いただき、お申し込みください。

令和4年度の主な改訂事項

①保険内容の改定

※詳細については、生涯学習課窓口(町役場3階)または町民体育館にある資料にてご確認ください。

②加入時年齢基準日の変更

被保険者の年齢は、新規加入・中途加入とも4月1日時点の年齢となります。

③窓口での手書きの加入依頼書の配布の終了

令和5年度から手書きの加入依頼書を終了し、インターネット加入受付の一本化を予定しています。

それに伴い、円滑な移行のため、令和4年度から窓口での加入依頼書の配布を終了させていただきます。

なお、加入依頼書にて加入希望の場合には、下記までお問い合わせください。

◆申込方法…インターネット申込(スマートフォンやパソコン)

「スポあんネット」 <https://www.spokyo.jp/spoannet.html>

※必ず窓口においてある「スポーツ安全保険のしおり」、「あらまし」、「スポあんネットのご案内」をよくお読みになり、内容をご確認ください。

◆保険期間…令和4年4月1日～令和5年3月31日

※加入手続日が令和4年4月1日以降の場合、加入手続日の翌日から有効。

◆問合せ…公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部【☎048-779-9580】